



FAX方向

FAX

0745-32-5239

(切り取らずにA4サイズのまま送信してください)



FAX方向

創業セミナー受講申込書(令和4年 12/7・12/8)

申込日/令和4年 月 日

受講者名	ふりがな	年 齢
	氏 名	
住 所	〒	
TEL	FAX	
MAIL		
現在の職業		

※当該情報は、当セミナー実施機関である三郷町商工会に提出しますが、記載いただいた個人情報は今後、斑鳩町商工会、平群町商工会、安堵町商工会が行う諸事業の資料送付、情報提供やアンケート調査等のご案内に利用させていただく場合があります。

当セミナーへの参加の際は、下記事項を順守ください

- セミナー当日は必ずマスクを着用いただき、37.5℃以上の発熱や咳等の症状が見られる場合には出席をご遠慮いただきます。
- 換気には十分配慮いたします。
- 新型コロナウイルス感染症の状況によりセミナーが中止になる場合がございます。

創業者にとってのメリット

特定創業支援事業の支援を受けた創業者は様々なメリットを受けられます。

①登録免許税の軽減

特定創業支援事業の支援を受けた創業者が株式会社を設立する際、登記に係る登録免許税を軽減。
(資本金の0.7%→0.35%) (※別途要件があります。)

②信用保証

- 1.信用保証協会の創業関連保証(無担保、第3者保証なし)枠を1,000万円から1,500万円に拡充。
- 2.創業2月前(会社設立でない場合は1月前)から実施される創業関連保証を具体的な計画があれば6月前に前倒し。

③日本政策金融公庫の融資制度

創業前または創業後税務 申告を2期終えていない事業者に対する融資制度である新創業融資制度について、産業競争力強化法に基づく「特定創業支援事業」を受けた場合に自己資金要件などを撤廃。

お問合せ先

三郷町商工会

TEL: 0745-72-7462 FAX: 0745-32-5239

〒636-0812 生駒郡三郷町勢野西1-2-2